

提出日：西暦 2013年11月19日

社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所  
受講者：矢野啓子

研修テーマ	法律事務所職員研修
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	KKR ホテル名古屋
受講期間	2013年11月18日 13:30～15:30
研修内容	弁護士会照会について
研修の成果 及び感想	<p>弁護士会照会調査室員 弁護士川本一郎先生の講義。</p> <p>○弁護士会照会制度の概要のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆相手方の同意が必ずしも必要ではないが、照会先(特に銀行など)が相手方に確認する場合があるため、相手方に気づかれずに調査できるわけではない。</li><li>◆提訴するかどうか未確認な段階でも利用できる。</li><li>◆受任事件がないと照会申出はできない→弁護士会照会をするためだけの委任では認められない。</li></ul> <p>○弁護士会照会の効果(報告義務)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆照会を受けた照会先は法的な報告義務がある。→ゆうちょがなかなか照会を受け付けなため、訴訟になったことがある→損害賠償は認められなかったが、報告義務は有りとの判決がでた(地裁)</li><li>◆個人情報保護法の第三者提供制限の例外となる「法令に基づく場合」に弁護士法23条照会の2は含まれる→ただ、各省庁によっては、勝手に含まれないとするところもあるが、本来は含まれる。→照会できる。</li><li>◆特殊な照会(在外在住日本人の所在調査照会)外国にいる相続人の所在を調べることができる→通常の手続きの他に所在調査申込書を添付する必要がある。</li></ul> <p>所在調査申込書はとても審査が厳しく、所在を相手方であっても親族に聞き</p>

取り確認した上で、所在不明とならなければ利用できない。という点がある。

#### ○照会の手続の留意点

◆受付の段階で、必要書類の不備のチェックは行ってくれるので、その場で訂正できるように弁護士印を持参したほうが良い。

◆法律扶助事件、国選弁護事件は手数料の減免申請ができる。

◆相続関係の資産調査→戸籍・除籍のほかにも相続関係図も添付すべき。

◆照会の必要性→裁判所に提出するため、調査のため程度の記載では不可となる。具体的に書くことが必要。

◆照会先が高い料金を設定してきた場合(中古車オークション業者は注意)は弁護士協会で連絡する。

#### ○研修を終えて

弁護士照会は弁護士の申出ではあるが、弁護士会会長の名で申請するというのを忘れないようにする。という言葉が印象に残りました。それだけ権威ある照会であるため本当に照会が必要か等検討の上利用すべきだと思いました。

一方、生命保険の調査等、有効な方法であるため、常に使用する可能性を頭に入れておきたいと感じました。

添付資料	レジュメ
受講者	関根、矢野